

伊丹産業のでんき
電気需給約款
GreenEcoプラン供給条件

2023年1月1日実施

新エネルギー開発株式会社

1 適用

・この供給条件は、新エネルギー開発株式会社（以下、当社といいます）と高圧・特別高圧の需給契約を締結しているお客さまが、当社が提供する電気を再生可能エネルギーから生じるCO2排出量ゼロの価値（以下「環境価値」といいます。）を用いてCO2排出量を調整したものとすることを希望し、当社がこれに応じる場合に適用される基本的な供給条件を規定したものです。

・この供給条件は、電気需給約款（高圧）と一体のものとし、かつ、当社とお客さまとの需給契約の1内容をなすものとして適用いたします。なお、電気需給約款（高圧）が変更された場合は、変更後の電気需給約款によります。

この供給条件に定める事項について、電気需給約款に異なる定めがある場合は、当該事項については、電気需給約款（高圧）によらず、この供給条件の規定を適用するものといたします。

2 契約種別

本供給条件の契約種別は、次のとおりとします。

契約種別	特別高圧電力	GreenEco プラン
	高圧電力	GreenEco プラン

適用範囲や契約電力等については、電気需給約款18.高圧電力～21.予備電力に準じます。

・ GreenEcoプラン

特別高圧電力のGreenEcoプランならびに高圧電力のGreenEcoプランにおいては、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令に定める調整後排出係数がゼロとなるよう、当社が電気の調達および、原則として非化石証書を活用した実質再生可能エネルギー100%の電気を供給いたします。

ただし、この供給条件の適用を受けるお客さまの電力の使用量が当社の想定を上回る場合および非化石証書の調達状況が悪化した場合、および天災地変、戦争、法令の制定または改廃その他当社の責に帰すべからざる事由が発生した場合で当社がやむを得ないと判断した場合には、上記の調整後排出係数とならないことがあります。これによりお客さまに生じた損害について、当社は賠償の責を負いません。

また、当社は、電気の電源種別ごとの構成比率を、原則としてホームページへの掲載などの電磁的方法によりお客さまにお知らせいたします。

3 料金

- (1) GreenEcoプラン料金は、電気需給契約書または電気需給契約内容変更通知書に記載のGreenEcoプラン単価に当該月の使用電力量を乗じた金額といたします。電気需給約款15料金に記載の構成①または②にGreenEcoプラン料金を加えます。
- (2) 当社は、GreenEcoプラン供給に係る契約料金単価の変更が必要であると判断した場合、電気需給約款45電気需給契約の変更（2）に従い変更を行うものといたします。

4 本供給条件の変更

- (1) 当社は本供給条件を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめお客さまに変更の内容およびその効力発生時期を説明いたします。その説明が行われ、効力発生時期が到来した場合、契約期間満了前であっても、供給条件は変更後のものによります。
- (2) (1)にもとづく説明の際、当社は、本供給条件の変更内容およびその効力発生時期を、ホームページ上での開示、または電子メールを送信する方法、その他当社が適当と判断した方法によりお客さまにお知らせいたします。

なお、需給契約の変更の内容が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとまなわない場合、当社は、当該変更にかかるお知らせその他の当該変更前および変更後における書面の交付を省略することができるものといたします。

5 その他

本供給条件に記載のない事項については、電気需給約款を準用するものといたします。本供給条件に定める内容と電気需給約款に定める内容とが抵触する場合、本供給条件に定める内容が優先して適用されるものといたします。

附則

(適用期日)

1. 本供給条件は、2023年1月1日から適用いたします。
2. 1の定めにかかわらず、2023年1月1日の前日までにお申し込みされた需給契約については、当社は従前の提供条件で電気を提供いたします。ただし、契約書または変更通知にて別段の定めがある場合はこの限りではありません。